

## 福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令

平成19年3月1日  
福井県警察本部訓令第3号

改正

平成19年3月1日本部訓令第3号 平成21年9月24日本部訓令第33号 平成21年12月1日本部訓令第39号  
平成23年3月28日本部訓令第9号 平成24年5月9日本部訓令第15号 平成26年2月26日本部訓令第1号  
平成28年3月24日本部訓令第32号 平成29年3月27日本部訓令第16号 平成30年4月23日本部訓令第15号  
令和元年9月30日本部訓令第30号 令和4年4月26日本部訓令第17号 令和5年3月9日本部訓令第15号  
令和6年3月18日本部訓令第18号

福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令

福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年福井県警察本部訓令第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察情報システム及び福井県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「福井県警察情報システム等」という。）並びに管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって福井県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、端末装置、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムから構成される情報処理体系をいう。
- (2) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (3) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (4) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (6) 福井県警察情報システム 警察庁が設置する情報システム及び福井県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 福井県警察情報システム等に記録された情報（書面に記載された情報であって

その内容が福井県警察情報システム等に入力されたものを含む。)

イ 福井県警察情報システム等から出力された情報

ウ 福井県警察情報システム等以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて警察職員が職務上取り扱うもの

エ 福井県警察情報システム等の設計又は運用管理に関する情報  
(情報セキュリティ管理者)

第3条 福井県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、本部長の命を受け、福井県警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を総括するとともに、各所属長に対し福井県警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する指導を行うものとする。

3 情報セキュリティ管理者の遵守事項

(1) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに係る事務を総括するに当たり、その事務に係るシステムセキュリティ責任者及びシステムセキュリティ維持管理者の意見を聴き、十分検討した上で処理しなければならない。

(2) 情報セキュリティ管理者は、警察職員に警察情報セキュリティポリシーを正しく理解させ、確実に遵守させるため、警察職員に対し、職務に応じた教養を実施しなければならない。また、教養の実施状況を分析し評価するとともに、その結果を本部長に報告しなければならない。

(3) 情報セキュリティ管理者は、警察職員に対し、情報セキュリティ対策の自己点検を実施させなければならない。また、自己点検結果を分析し評価するとともに、その結果を本部長に報告しなければならない。

(4) 情報セキュリティ管理者は、採用、退職、人事異動期等における情報セキュリティ対策について、警察職員に対して適切に指示しなければならない。

(5) 情報セキュリティ管理者は、非常時優先業務を支える福井県警察情報システム等の業務継続計画を整備するに当たり、非常時における情報セキュリティに係る対策事項を検討しなければならない。

(6) 情報セキュリティ管理者は、福井県警察情報システム等の業務継続計画の教養訓練や維持改善を行う際等に、非常時における情報セキュリティに係る対策事項が運用可能であることを確認しなければならない。

(7) 情報セキュリティ管理者は、警察情報セキュリティポリシーに係る課題及び問題点並びに重大な違反の報告を受けた場合には、速やかに本部長に報告するとともに、違反者及び必要な者に情報セキュリティの維持に必要な措置を執らせなければならない。

(8) 情報セキュリティ管理者は、災害時等において、福井県警察情報システム等の復旧、通信手段の確保等のためにやむを得ないときは、警察情報セキュリティポリシーの規定にかかわらず、所要の措置を執るものとする。

(9) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントに備え、業務の遂行のため特に重要と認めた福井県警察情報システム等について、緊急連絡先、連絡手段及び連絡内容を含む緊急連絡網を整備しなければならない。

(10) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントへの対処の訓練の必要

性を検討し、業務の遂行のため特に重要と認めた警察情報システムについて、その訓練の内容及び体制を整備しなければならない。

(11) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントへの対処手順が適切に機能することを訓練等により確認しなければならない。

(12) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントについて部外の者から報告を受けるための窓口を整備し、その窓口への連絡手段を部外の者に明示しなければならない。

(13) 情報セキュリティ管理者は、福井県警察が整備した全ての情報システムに対して、情報システム台帳を整備しなければならない。

4 情報技術企画課長は、情報セキュリティ管理者の業務を補佐するものとする。

(情報の分類及び管理の基準並びに対策の基準)

第4条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定める。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、情報セキュリティ管理者の命を受け、部下の警察職員に対し福井県警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する指導を行う。

2 所属長は、福井県警察情報システム等を新規に整備し、又は更新する場合、機器仕様について情報セキュリティ管理者による情報セキュリティ審査を受けなければならない。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、福井県警察情報システム等及び管理対象情報を各規程に従って適正に取り扱わなければならない。

2 警察職員は、福井県警察情報システム等の情報セキュリティを損なう事案の発生を認知したときは、対策の基準により、所要の措置を行わなければならない。

(情報セキュリティ委員会)

第7条 福井県警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他福井県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、本部に福井県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 委員長は、必要に応じ会議を招集し、その会議を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(委員会の審議)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 情報の分類構成及び対策の基準

(2) 福井県警察情報システム等に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止計画  
(幹事会)

第11条 特定の事項を調査し、又は研究するため、委員会に幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

4 第9条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(委員会等の庶務)

第12条 委員会及び幹事会の庶務は、情報技術企画課において処理する。

(監査等)

第13条 委員会は、各所属長に対し福井県警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づいて情報セキュリティに係る対策の評価を行い、本部長に報告するものとする。

2 本部長は、委員会の報告に基づき、各所属長に対し情報セキュリティに係る必要な措置を執るよう指導するものとする。

(細目的事項の委任)

第14条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日福井県警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日福井県警察本部訓令第39号)

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日福井県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月9日福井県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成24年5月9日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日福井県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年2月26日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日福井県警察本部訓令第32号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日福井県警察本部訓令第16号)

この訓令は、交付の日から施行する。

附 則 (平成30年4月23日福井県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日福井県警察本部訓令第30号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月26日福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和4年4月26日から施行する。

附 則 (令和5年3月9日福井県警察本部訓令第15号)

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月18日福井県警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1

## 福井県警察情報セキュリティ委員会

委員長	警務部長
副委員長	警務部情報技術企画課長
委員	警務部警務課長 生活安全部生活安全企画課長 生活安全部地域指導課長 生活安全部サイバー犯罪対策課長 刑事部刑事企画課長 刑事部鑑識課長 交通部交通企画課長 交通部交通規制課長 警備部公安課長

別表第2

## 福井県警察情報セキュリティ委員会幹事会

幹事長	警務部情報技術企画課長
幹事	警務部警務課警務総務担当課長補佐 警務部情報技術企画課情報セキュリティ担当課長補佐 警務部情報技術企画課開発運用第一担当課長補佐 生活安全部生活安全企画課企画指導担当課長補佐 生活安全部地域指導課指令企画指導担当課長補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー戦略第二担当課長補佐 刑事部刑事企画課企画担当課長補佐 刑事部鑑識課指紋担当課長補佐 交通部交通企画課企画指導担当課長補佐 交通部交通規制課管制担当課長補佐 警備部公安課企画担当課長補佐